

問 18 「判断力が著しく低下している」とは具体的にどのような事態を指すのですか。

(答)

1. 「判断力が著しく低下している」とは、消費者契約を締結するか否かの判断を適切に行うために必要な判断力が、一般的・平均的消費者に対し、著しく低下している状況を意味するものです。

2. 「著しく」という要件は、消費者に取消権を付与する場合を適切に限定するためのものであるとともに、事業者の不当性を基礎付けるためのものとして設けられたものです。この要件は過度に厳格に解釈されるべきではないとされています^(注1)^(注2)。

(注1) 参議院消費者問題に関する特別委員会(平成30年5月30日)における濱村進衆議院議員の答弁を参照(会議録8頁)。なお、本規定は、衆議院における修正により加えられた規定です。

(注2) 仮に「著しく」という要件を削除し、単に「判断力が低下している」ことを要件とすると、判断力が僅かでも低下している場合についても取消権を付与することになり、不適切なものとなるため本要件を設けたものです。

3. 「判断力が著しく低下している」か否かは、消費者契約の締結について事業者が勧誘をする際の消費者の事情に基づき判断されます。

4. 例えば、消費者が認知症を発症している場合は、一般的には「判断力が著しく低下している」場合に該当します^(注3)。

(注3) 軽度認知障害の場合もこれに該当するかについては、当該消費者に係る個別具体的な事情を踏まえて判断されます。